

国 営 計 第 1 0 4 号  
国 土 入 企 第 2 6 号  
平 成 2 6 年 1 月 2 4 日

発注関連業団体の長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省土地・建設産業局長

公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減の緩和、経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長の実現を図るために策定された「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化により、万全を期する。」とされているところです。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、別添 1 のとおり、各都道府県及び政令指定都市に対し、以下の内容を要請したのでお知らせいたします。

- ① 「好循環実現のための経済対策」の趣旨、「技能労働者への適切な賃金水準の確保」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 37 号）、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付け総行行第 43 号・国土入企第 34 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、公共事業の円滑な施工確保を図ること。
- ② 最近、大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として入札不調・不落が発生していることから、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

なお、別添2のように、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知していますので、併せてお知らせいたします。

## 最近の予定価格設定等をめぐる主な課題

【課題①】発注者によっては、予定価格の設定が入札の数か月以上前となる場合があり、適用する単価が古いものとなっている。

【課題②-1】刊行物の掲載価格等が、一部で実勢価格の上昇に追いつかず、実勢との乖離が見られる。

【課題②-2】見積単価の設定が市場の実態と合っていない。

【課題③】業者が資材高騰等のリスクを嫌い、応札しない。

### 【公共建築工事における直接工事費の構成】

**材料価格**  
材料費を調査会社が調査（毎月刊行物）  
例：コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等

**複合単価**  
材料費、労務費等の組合せにより発注者が作成（労務単価改訂時等）  
例：壁紙張り、床タイル等

**市場単価**  
材料費、労務費等を含む元下間の取引価格を調査会社が調査（3ヶ月毎の刊行物）  
例：鉄筋加工組立、型枠等

**見積単価**  
発注者が複数のメーカー・専門工事業者等からの見積りを踏まえ、適切に設定  
例：鉄骨加工組立、金属製建具等

【課題④】発注の前提となっている設計図書に基づき数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合がある。

【対策①】 **予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用したものへ徹底。**（予定価格が事前公表の場合であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等）

【対策②】 公共建築工事の発注で**実勢価格との乖離のおそれがある場合（不落となった場合等）、次の取組を実施。**

- (1) **材料価格・複合単価・市場単価について、業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定で考慮。**
- (2) **見積単価については、業者・メーカー等からの見積り集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適切に設定。**
- (3) **最新の単価を適用してもなお不落・不調となった場合には、入札参加者からも見積りの提出を求め、法等を活用すること。**

【対策③】 契約後の資材や労務費の高騰に備え、いわゆるスライド条項の適切な設定・活用を図るとともに、その旨、**建設業者に周知徹底。**

【対策④】 発注の前提となっている設計図書に基づき数量、施工条件等が施工実態と乖離している場合は、その適切な見直しを図るよう周知徹底。

➡ 新たに、公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。